

## 足立区立中学校連合行事等各種大会参加に係る生徒輸送費等補助要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、足立区立中学校（以下「中学校」という。）の生徒が連合行事等各種大会に参加するための必要な経費を補助することにより、生徒の資質の向上及びより豊かな人間性の育成に資するとともに、部活動の振興及び義務教育の本旨である私費負担の軽減を図ることを目的とする。

### (補助金の交付対象者)

第2条 補助金の交付対象者は、中学校の管理下で行われる部活動又は学校教育活動の一環として、次の各号に掲げる大会に参加する生徒（当該大会に参加登録した者とし、マネージャーを含む。以下同じ。）とする。ただし、足立区教育委員会（以下「教育委員会」という。）が特に認める場合にあつては、この限りでない。

(1) 全国又は関東規模で実施される各種大会・行事で、主催が中学校体育連盟、吹奏楽連盟、教育委員会等であり、かつ、これらの大会に先立ち東京都等を地区単位とする予選大会が開催されるもの又はこれらの大会と同規模以上であると教育委員会が認める大会（以下「特別大会」という。）

(2) 足立区立中学校教育研究会が実施する連合行事のうち、足立区立学校教育研究会の実施に係る連合行事運営費補助要綱（平成17年5月10日教育長決定）第3条第2項に規定するもの（以下「連合行事」という。）

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が別に定める大会（以下「一般大会」という。）

2 前項の規定にかかわらず、連合行事及び一般大会に係る補助金については、足立区立中学校教育研究会会長（以下「区中研会長」という。）に対して交付するものとする。

### (生徒輸送費等)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「生徒輸送費等」という。）は、前条第1項各号に掲げる大会へ参加するための必要な経費のうち、それぞれ次に掲げるものとする。ただし、他団体等からの助成がある場合には、当該助成額を除いた金額とする。

#### (1) 特別大会

ア 交通費 中学校から大会会場までの移動等大会参加のために必要な交通実費とし、最も経済的な通常の経路及び方法により算出した金額。ただし、航路については、教育委員会がやむを得ないと認める場合に利用することができる。

イ 宿泊料 大会参加のために必要不可欠な日数分の宿泊料（原則として大会要項に定められている宿泊料（1泊2食付）のうち最も廉価な金額に、必要不可欠な宿泊日数を乗じた金額）

ウ 参加費 主催団体が定める大会参加費

エ その他教育委員会が大会参加のために特に必要と認める経費

#### (2) 連合行事

ア 交通費 大会参加に必要な基準交通費（教育委員会が別に定める基準経路に基づき、大会に参加した日における運賃により算出したものをいう。）を限度とした交通実費

又は大会参加に必要なバス借上げ経費

イ 参加費 主催団体が定める大会参加費

(3) 一般大会

ア 参加費 主催団体が定める大会参加費

2 生徒輸送費等は、毎年度予算の範囲内で交付する。

(申請等の委任)

第4条 特別大会参加に係る生徒輸送費等の交付を受けようとする保護者は、交付の申請、請求及び受領に関する権限を、当該生徒が在学する中学校長に委任するものとする。

(交付の申請)

第5条 前条の規定により委任を受けた中学校長（以下「中学校長」という。）は、特別大会参加に係る生徒輸送費等の交付を申請しようとするときは、申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、区長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書（事後払いの場合にあつては事業実施結果報告書）

(2) 事業予算書（事後払いの場合にあつては事業収支決算書）

(3) 前2号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

(交付の決定及び通知)

第6条 区長は、前条の交付申請があつたときは、速やかに申請書の内容を審査し、交付の可否を決定するものとする。

2 区長は、特別大会参加に係る生徒輸送費等の交付を決定したときは、速やかにその決定内容及び条件を中学校長に通知するものとする。

(生徒輸送費等の請求及び受領)

第7条 前条第2項の通知を受けた中学校長は、区長に請求書を提出し、特別大会参加に係る生徒輸送費等の交付を受けるものとする。

(実績報告)

第8条 特別大会参加に係る生徒輸送費等の交付を受けた中学校長は、大会終了後、速やかに実績報告書に次の各号に掲げる書類を添えて区長に提出しなければならない。ただし、事後払いの場合にあつては、この限りでない。

(1) 事業実施結果報告書

(2) 事業収支決算書

(3) 前2号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

2 補助金の交付対象者は毎年度会計にかかる帳簿を作成し、当該帳簿及び帳簿作成するために使用した領収書等の書類は、対象事業完了の日に属する年度の翌年から5年間、保管しなければならない。

(生徒輸送費等の確定及び返還)

第9条 区長は、前条の特別大会参加に係る実績報告書の内容を審査し、交付の決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき金額を確定し、中学校長に通知する。

2 区長は、前項の規定により交付すべき金額を確定した場合において、既に交付した生徒

輸送費等に余剰が発生したときは、期限を定めて、その余剰分の返還を命じなければならない。

(交付決定の取消し)

第10条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、生徒輸送費等の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他の不正な手段により交付決定を受けていたとき。
- (2) 交付の目的に添わない点があると認められたとき。
- (3) その他区長が不相当と認めたとき。

(準用)

第11条 連合行事又は一般大会に係る生徒輸送費等の交付については、第5条から第9条までの規定を準用する。この場合において、第5条中「前条の規定により委任を受けた中学校長（以下「中学校長」という。）」とあるのは「区中研会長」と、「特別大会」とあるのは「連合行事又は一般大会」と、「申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、」とあるのは「申請書を」と、第6条第2項、第7条、第8条及び第9条第1項中「特別大会」とあるのは「連合行事又は一般大会」と、「中学校長」とあるのは「区中研会長」と読み替えるものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は足立区補助金等交付事務規則（昭和50年足立区規則第6号）の規定を準用する。

付 則（平成17年6月20日 教育長決定）

この要綱は、平成17年6月20日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

付 則（21足教学教発第1170号 平成21年7月31日 教育長決定）

この要綱は、平成21年8月1日から施行し、改正後の足立区立中学校連合行事等各種大会参加に係る生徒輸送費等補助要綱の規定は、施行日以降に開催される大会について適用する。

付 則（26足教学教発第3407号 平成27年3月24日 教育長決定）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則（30足教学支発第110号 平成30年4月10日 教育長決定）

この要綱は、決定の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。